

主述関係の成立に関する一考察：アリストテレスの場合

松永, 雄二
九州大学文学部 : 助教授 : 哲学

<https://doi.org/10.15017/27461>

出版情報：哲学論文集. 4, pp.1-18, 1968-09-28. 九州大学哲学会
バージョン：
権利関係：

主述関係の成立に関する一考察

— アリストテレスの場合 —

松 永 雄 二

アリストテレスにおいて、主述関係が成立する場面のもつ構造を把えようとするとき、われわれはいったい何から考察を始めるべきであろうか。

アリストテレスの場合、基本的にいえばその問題は、(一)、厳密な仕方で「主語となりうるもの」*ἡρώτα το καθ' ὅτι* とは何かということにあり、さらに(二)述語がそれについて様々な仕方で語られるとすれば、その「述語付けの分類」*καθ' αὐτο σive κατά οὐβέβηκος κατηγορημάτων* は如何なる基準によつてなされるか、ということに⁽¹⁾あつた。そのことだけは疑いえないこととして、われわれも確認しよう。

しかしでは、その(一)において、ひとびとが殆んど自明のこととして容認している、いわゆる「主語となつて述語とならないもの」**第一実体**「個物」という公式は、果してそれほど明確なものであろうか(問題A)。——そしてさらに、その(二)において、アリストテレスの述語付けの分類を、その主語となるものの「何であるか」を示す⁽²⁾いわゆる本質的規定と、その他のカテゴリアに属するいわゆる附帯的規定とに分けることの意味は、またそれほど明確なもので

あろうか(問題B)。いったい、この問題A、Bにわたって、一般にアリストテレス哲学は、まず最初の理解を曖昧にされているのではなからうか。

まず問題Aの面から端的に考察してみよう。ひとは普通たとえば、「この人間は白い」というようなロゴスが成立する場合、そのアリストテレスによる存在論上の裏付けを、次のような仕方ではえようとする。すなわち、「白い」という性質を示すカテゴリーに属する述語が、第一実体Ⅱ主語である「この人間」について語られるのは (κατὰ τὴν ὑποκειμένην κατὰ τὴν οὐσίαν) は、とりもなおさず、「この人間」に「白い」という性質が内属しているからであり

(ἡ ἀπόδειξις τῆς οὐσίας) 、「つまり単純にいつて、「この人間は白い」というロゴスが、真なる命題として成立するのは、ほかでもなくそこに、「この白い人間」というもの、Ⅱ「い、わゆる、個物が見出されるからなのだ」と。

しかし、このような把え方は、もしそれが「この人間」Ⅱ「この白い人間」という仕方では曖昧化され、そして主語となるものⅡ第一実体という場面にそれを無差別に導入するならば、アリストテレスの論理—存在論的思考の筋道¹の理解は、まったく收拾のつかない混乱におち入ってしまうということを、まず最初に注意しなければならないであろう。

すなわち、第一に注記しなければならないことは、そのような「この白い人間」という仕方では把えられるような「い、わゆる、個物」は、この哲学者の論理—存在論的思考の基点には位置していなかったことである。なぜなら、アリストテレスによれば、「この白い人間」というのは、カテゴリーを異にするものの複合体(σύνθετον)なのであり、つまり「それ自体において語られるもの」² ἢ ἀνεξαρτήτων καθ' αὐτὸνではなく、従ってそれは「これなるこのもの」³ τὸ ἐκείνουとしての資格を有しないものであったのである。そしていう迄もなく、アリストテレスのすべての存在論的把握の原点に位した実体(οὐσία)なるものは、そのような複合体つまり「白+人間」というような仕方では把えられるものであってはならず、それはたとえば「白い」というような実体以外のカテゴリーの附帶的規定をまったく持たないもの、

つまりそれは、ただ実体のカテゴリーカテゴリーそれ自身それ自身の純粋な規定のみを持つものとして、まさしく論理—存在論的に先なるものとして要請された「この人間」という、「それ自体において語られるもの」でなければならなかったのである。——ではいったい、そのような論理—存在論的な要請とは、何処から生じたのか。いいかえれば、いわば事実において見出されるとされるようないわゆる個物個物—複合体とは異なる、厳密な意味での実体実体それ自身の純粋な規定から生じた「この人間」という把握は、果して何処から成立したのか。その間については、いまは、そのような考察の筋道こそ、「主語となるもの（同時にまた）基体となるもの」—「第一実体」*πρῶτον τὸ καθ' αὐτὸ τὸ ἰσχυρικόν* = *πρῶτον οὐσία* という「範疇論」の根本規定を、真実の仕方でも可能ならしめたのではないか、という示唆に止めるほかないのである。（第Ⅱ・Ⅲ章参照）

そしてここでさらに注記すべきことは、アリストテレスの場合には、個有個有名（たとえばカリ阿斯）とは、もしそれが使用される場合には、何か単純にこの白い人間白い人間というようにいわゆる個物—複合体を示すのではなく、否それはむしろ、如何なる場合も自己同一を保つものとしての、「それ自体において語られるもの」つまり「この人間」という実体実体それ自身を示すものとして理解されるべきであろうということである。そしてさらに後にくわしく語られる（第Ⅲ章）ように、「個別者」がまさにそのものとして成立するのは、ただ実体のカテゴリーカテゴリーそれ自身の規定から生ずる以上は、*τὸ καθ' ἑαυτὸν* とかまた端的に *ἑαυτὸν* という呼び名も、漠然といわゆる個物—複合体を指すのではなく、むしろそれは第一義的にはまさしく主語となるもの—第一実体第一実体それ自身を指し示すと、理解されるべきであろうということである。

すなわち以上のことをまとめれば、一般の理解に反して、アリストテレスにおける「主語となるもの（同時に）基体となるもの—第一実体—個別者」という公式は、いわゆる個物（その実は複合体）というものから出発し、それを直ちに主語とするような思考とは、判然と異なる場面で成立したということである。

しかし、いまのこの論点をさらに明確にするためにも、われわれはここで先程の問題Bに向かねばならない。一見したところ、いわゆる本質的な述語と附帯的な述語との区別は、いま否定されたような「この白い人間」といういわゆる個物を直ちに主語の位置に置いたときに生ずる、「述語付けの分類」のように思われる。すなわち、①「これ（つまりこの白い人間）は、人間である」という、いわゆる *essentia* を示す述語付け (*essential predicate*) と、②「つまりこの白い人間）は、白い」といういわゆる *accidens* を示す述語付け (*accidental predicate*) と、二つの述語付けの分類がそのような主述関係において成立すると思われるのである。

しかしではいったいその場合、かりに主語とされる「これ」とは、果して何か。それは通常語られるように、何か人間という本質的規定をその存在の核とし、それに様々な附帯的規定を合せた、いわば「述語による諸規定の束」なのであろうか。しかしわれわれはすでに、そのような「カテゴリーを異にした諸規定の束」は、決して「実体」ではないことを確認した。いまさらにいえば、もしもかりに、われわれが最初に、そのようなものを第一実体 *substantia* とおくならば、そしてそれについて生ずるとされる「人間である」という把握の場面で、その本質 *essentia* が把握されるとするならば、そのときには、アリストテレスの実体 *ousia* 論は、何かまったく混沌とした状態のままに終始するであろう、ということに気がかかねばならない。なぜならその場合には、いわゆる「個物」これなるこのもの || 主語、という方向で把握られるような第一実体と、いわゆる「本質」 || 一般者 || 述語的規定、という方向で把握られるような第二実体とは、殆んど完全に分離し、それをアリストテレスが同じ *ousia* という一語で表明したことの意味がすっかり覆われてしまうからである。

そこでわれわれはまず、最初の「述語による諸規定の束」としての主語「これ」という把握それ自身を問題としなければならぬ。いったい上記の①と②という二つの言明は、単に本質的規定と附帯的規定という区別だけで、その実は殆んど並列的に、すなわちいわば同時に成立するものであろうか。否である。なぜならアリストテレスによれば、

④「これは人間である」という把握は、まさにその主語の「何であるか」を示す言明であった。すなわちそれは、以前に何らかの仕方ですでに確定された主語について、「……である」という規定を語る言明ではなく、否それはほかでもなく、「人間である」という仕方です。その主語「これ」がまさに「この人間」として identity されるということ自身を示すものであったのである。そしてわれわれはこの④の把握が成立して、その結果初めて、「これ」この人間」として確定された個別者Ⅱ主語について、他の様々な述語を語りうるのであり、たとえば「この人間」について、それに附帯的に生じたこととして、「これⅡこの人間は、白い」と語りうるのである。

すなわち繰返せば、「人間である」という把握は、まさに主語を主語として「これⅡこの人間」という仕方です。確定するその場面で生じたものであり、そこにアリストテレスの *ousia* 把握の一元性の意味が正確に認められるのである。すなわち、ここで蛇足を加えれば、論理とは、そのような仕方*で*い*わ*ゆる事実*に*まさ*に*先行してあるものではないか。からうか。

しかし、われわれは以上のことを、これから様々の観点において確かめねばならない。

二

すなわち考察すべき事柄は、アリストテレスの論理—存在論的思考の展開自身に則して、A、い*わ*ゆる*個*物Ⅱ複合体ではなく、「この人間」というアリストテレス本来の意味での第一実体（Ⅱ主語となるもの、基体となるもの）という把握が最初に生じた場合と、B、それについてい*わ*ゆる本質的述語と附帯的述語が語られるということは、果して何を意味するのかという問題を、まずもってこの哲学者のテキスト自身においてたしかめることである。

その考察の出発点はむろん「範疇論」にある。そしてわれわれは、この著作で解明された問題の領域の展開が、如何なる仕方でのちの「分析論後書」A四章や二二章にみられる分析を要求したかを知るならば、この小論において許

されたかぎりの仕方、アリストテレスのこの問題領域における思考の最も基本的な筋道を、或る程度まで明らかにしうると、筆者には思われるのである。

「範疇論」における、様々に語られる有 (*onta*) の分類は、周知のごとく次の二つの基準による。(cf. *ibid.* 1a20-29)。

① 或るものを主語 (*to proklesivou = A*) として、それに述語付けられる (*katnyropeisthai kata tou A*) φ のであるかどうか。

② 或るものを基体 (*to proklesivou = B*) として、それにおいてある (*en to B einai*) ものであるか、どうか。そして、①と②の肯定、否定の組合わせによって、諸々の有のあり方は、次の四つに区分される。

A、II (①は+、②は-) つまり、或るものを主語としてそれに述語付けられるが、しかし如何なる基体をとってみても、それにおいてあるということのないもの。

B、II (①は-、②は+) つまり、基体においてあるものであるが、しかし如何なるものをとってみても、それに述語付けられることのないもの。

C、II (①は+、②も+) 或る基体においてあり、さらに或るものを主語としてそれに述語付けられるというもの。

D、II (①は-②も-) 如何なる基体をとってみてもそれにおいてあるということはなく、また如何なるものをとってみてもそれに述語付けられるということのないもの。

——さてこのうち、Dは第一実体(たとえば「この或る人間」) Aはその属する類・種という第二実体(たとえば「人間」「動物」)を示すことは、疑いなくであろう。そして、Bはひとまずたとえば「この白」 *to leukon* とい

ような、つまり実体以外のカテゴリアの系列に属するものうちの個別者を、そしてDは、「白」とか「色」というような、Cと同じカテゴリアのうちに扱えられる一般者を示す、と解されよう。――

そしてこの場合、まず最初に注意すべきことは、Cの規定の明確化である。それはふつう、たとえば「この人間は白い」という場合、その述語「白」は「この人間」においてあり、かつ「この人間」に述語付けられることを示すと、解釈されている。しかし、それは誤りであろう。なぜなら、アリストテレスが、「知識は、或る基体つまりこの魂においてあり、また他方、それは文法的知識を主語的有としてそれに述語付けられるものである」(ib. 1013^a)と語っているごとく、この場合の「主語となるもの」と「基体となるもの」とは、実は別なのである。従って、結局のところ、Cは、Bに述語付けられ、そしてそのBを介して、Dにおいてあるとされるべきであろう。

してみるとわれわれは最初に帰って、①と②の原則に関して、何か次のような仕方ですれに内実を与えることが出来る。

①はまず、D(第一実体)に、Aのグループ(その類・種||第二実体)は、述語付けられるものであるということ。そして、それとアナロジカルに、その他のカテゴリアに属するそれぞれの個別者B(たとえば「この白」)に、それと同じカテゴリアに属する一般者のグループC(たとえば「白」とか「色」)は、述語付けられるものである、ということを示す。

②「においてある」という関係は、結局は、BとDの間に生ずるものとされうる。――そしてこの場合、極めて重要なことは、この「においてある」*En tou einai* という関係は、ふつう解釈されるようないわゆる内属の関係では基本的にはない。それはまさしくアリストテレスが注意しているごとく、「それにおいてあるというそのものを離れては、存在することが不可能である」(ib. 1024^a)という意味で、文字通り把握されるべきなのである。つまり、それはむしろ *dependent particular* || B-U' *independent particular* || D の関係として、把握されるべきであろう。

さて、以上の結果は、ひとまず次のような図式にまとめられる。

この（或る）人間——人間——動物…（実体のカテゴリーの系列）

この ——白——色…（性質のカテゴリーの系列）

*、—は「述語付けられる」は「においてある」を示す。

さてわれわれはこれからこの『範疇論』の体系内で考えられた「述語付けられる」ということの意味を、さらに明確にしなければならない。そしてその上で、果して「この人間は白い」というような述語付けは、この体系内では可能か、もし可能とすればそれは何を意味するかを考察してみよう。

まず注意しなければならないことは、この『範疇論』で考えられる「述語付け」というのは、先程のI章の終りで想定されたような、まず「この人間」というのが主語として確立し、そしてそれについて附帯的な仕方様々な述語が語られるといわれたその「述語付け」とは決して同一ではない、ということである。そこで筆者は、この『範疇論』におけるものを「述語付け」Aとし、後者を、「述語付け」Bとする。

「述語付け」Aの性格とは次のようなものである。それは、それぞれのカテゴリーの系列内において、たとえば「人間は動物である」というようないわゆる類・種関係^{ツレ}をその基本的な関係として生ずる。そこでその述語付けは、——何であれその名が、その有の定義とともに、主語となるものについて語りつけられる (ibid. 2419-27) ——という性格を持つものである。従ってその系列の最後に位するそれぞれの個別者も、それはいわば、その最低種の純粹な Instance それ自身を示すものとして扱えられるのである。そこで、たとえば「この人間」という第一実体

が、まさに**実体**の**カテゴリア**自身の限定によって確立されるのである。してみれば、いったいどうなるか。性質の**カテゴリア**において、いわばその一つの最低種に比定される白が述語付けられるもの、つまり「白である」と語られるのは、この述語付けAの体系においては、まさに「この白」でなければならぬ。なぜなら、「白い」という述語が、その白の定義をも伴なって述語付けられるのは、まさしく個々の「この白」それ自身でなければならぬからである。

そしてここで注記すれば、このようなそれぞれのカテゴリアに属する類—種—個別的なものの系列においてこそ、まさに**アリストテレス**のいう「自体的な述語付け」*καθ' αὐτὸ κατηγορηματικῶς*の可能が認められるということである。そしてそれをいわゆる**本質的述語**と直ちにおきかえることは、或る種の誤解を生むであろう。なぜなら、**アリストテレス**の場合、このような自体的な述語付けは、このような体系内においては、**実体**についてのみならず、その他のそれぞれの**カテゴリア**の系列において扱えられうるからである。つまり「この白」についても「何であるか」が問われうるのであり、そしてそのかぎり、**実体**の場合と**アナロジカル**に、「性質」の**カテゴリア**においても類—種—個別的なものについて、「自体的な」——つまりいわゆる**本質的な**——「述語付け」が成立するからである。

さてでは、いったいこのような体系内において、たとえば「この人間は白い」というような述語付けは、果して可能か。それはまず否と、答えられよう。なぜなら以上の思考の線上において、「この人間」に「白い」ということが述語付けられるのは、まさしく**カテゴリア**の系列を混同することに外ならないからである。示しうることはただ、「白い」ということが述語付けられる「この白」が、「この人間」においてあるということだけなのである。

しかし、そのことを半ば認めつつ、**アリストテレス**はこう語っている。

——**基体**においてあるものの場合には、殆んどは、その名もその定義も、ともに**基体**については述語されることはない。ただし、少数の場合には、その名が**基体**について述語付けられることは可能である、がしかしその場合で

も、その定義は、決して基体については語りつけられないのである——(ibid. 2a26-34)

そして、その例としてたとえば、この物体について、それを白いものと語ることは可能であると、語っているのである。

さて、ではこのことはいったい何を意味するであろうか。すくなくともそのような述語付けは、その名のみが述語付けられるといわれる以上、それは、もはや「範疇論」の本来の立場での「述語付け」A II 「自体的な述語付け」ではなく、むしろそれは「述語付け」Bの問題であるとされよう。そしてかりに図示すれば、上記のような関係をめこの人間——人間　ぐって、*objvia* と *ovvBeB7koc'*、また *kaθ' avto* と *kata ovvBeB7koc'* という複雑なからみこの白——白　　合いをみせる「分析論後書」A四章、二二章の考察が展開されるのである。

三

さて「分析論後書」A二二章の一節は、次のような、今迄の考察でみられた「自体的な述語付け」のあり方を確認するところから始まる。

——一方において、実体を示すもの（つまり実体のカテゴリーに属するもの）が述語となる場合には、その述語付けは、その主語的有の「まさに何であるかというそれそのもの」*onep' eotiv* を示すか、或いはその主語的有が「まさに或る何であるかというそれそのもの」*onep' ekeino ti* を示す⁽⁶⁾。しかし——

——他方において、それらが実体を示さぬもの（つまり実体以外のカテゴリーに属するもの）であれば、そしてむしろそれらは、それ自身とは別のもの、（つまり実体のカテゴリーに属するもの）を主語として、それに述語付けられるというのであれば、それらは「附帯的なもの」*ovvBeB7koc'* とみなされる。そしてその場合には、そのような述語

は、主語の何であるかというそれそのものとは、決して同一ではなく、またその主語がまさに或る何であるかというそれそのものとも同一ではない。……(つまり)何か(主語的有)が白くあるという場合には、必ずその主語的有は(すでに)何か別のもの、*ετερον τι* であるとして、白くあるということである。——(*ibid.*, 82a24-35)

さて、このような「附帯的な仕方での述語付け」とは、いったい何を意味するのか。明らかかなことは、実体以外のカテゴリーに属するものが述語となる場合にそれが生ずることである。そしてまさしくその点において注意すべきことは、この体系内では、「自体的な述語付け」というのは、実体のカテゴリーの系列においてのみ生ずることであり、実体以外のたとえば性質のカテゴリーの場合には許されていないとみえることである。すなわち、「白い」というのは、「範疇論」の基本的公式などのように、「この白」に自体的に述語付けられるのではなく、むしろ、「この人間」に、「附帯的に述語付け」られるとみえることである。つまり、

(イ) この人間

この白——白

(ロ) この人間…白

さて、ではこの(イ)の図式と、(ロ)の図式とでは、いったい、いずれが真実の「論理」としてより先なるものであろうか。一見すると、それは(イ)であるように思われる。しかし厳密に論理的にいつて、「この人間」と「この白」とが、まず同じような資格で個別者として立てられ、そしてその後、「この白」は「この人間」に依存してあるとするのは、果してこの問題の場面の正しい把握であろうか。いったい何処で、そもそも「この白」というのは *dependent particular* となつたのであろうか。アリストテレスは先程の本文では *επιβεβηκός* という言葉を、「この人間」と「この白」との間ではなく、むしろ「この人間(主語)」と「白(述語)」との間で用いた。そしてそのこと自身を考察するとき、われわれは、この人間においてある、「この白」というのは、いわば最初から *dependent particular* であ

ることを運命付けられたと、主張すべきであろう。

というのは、現代のすぐれた二三の哲学者が語るごとく、⁽¹⁶⁾「白」という term の reference は、それ自身において「この人間におけるこの白」に divide されるのではなく、むしろそれは、すでにそれ自身において divided reference をなすようなもの——つまりそれはアリストテレスの場合には実体のカテゴリーに属するものと一応は置きかえられよう——によって個別化された「この人間」について、「白い」と語られるからこそ、その結果として、初めてこの人間における「この白」という個別的なものの把握が生ずるのではなからうか。してみれば、われわれはむしろ(回)の図式の方が、(イ)よりも論理的に先行してあるとみなすべきであろう。

さて以上のような帰結からして、ここで注意すべきことは、ギリシャ語において、*to Neukon* という表現（つまり形容詞に中性単数の定冠詞をつけてこれを名詞化したもの）は、以後、二様の仕方で語られることである。

——その第一は、最初の「範疇論」の図式で考えられたような、純粹に性質のカテゴリーに属する、個別的な「この白」である。——しかしその第二は、いまちし「この人間は白い」というような述語付けBが、論理的にむしろ先に成立すると考えられる場合に、そのロゴス自身を直接的に成立させている場面をいわばそのままに捉えたともいえる把握であり、すなわち決して自体的にはなく厳密に附帶的な仕方で生ずる「この人間||この白いもの」という等式で示されるような、つまり「この白いもの」という把握なのである。——(以上のような *to Neukon* の二義性は、たとえば英語に訳せば *the white (colour)* と *the white thing* の区別となる。)⁽¹⁸⁾

さてでは、これからしばらく「この人間||この白いもの」という等式のアリストテレスにおいて意味するところを、考察しなければならない。われわれはもし今迄の考察を度外視すれば、「この人間||この白いもの」であれば、

当然「この白いもの」この人間」であり、従って、①「この人間は白い」というロゴスと、②「この白いものは人間である」というロゴスとは何ら変るところがないと、考えるであろう。しかしアリストテレスは、おなじく「分析論後書」A二二章において、——①のロゴスは正常な主述関係を示すが、しかし②のロゴスは、いわば非本来的な主述関係を示すものでしかない——というのである。そしてそのことの意味は、現代の或るすぐれた注釈者の疑念にもかかわらず、すでに明白であろう。

アリストテレス自身はその理由を、次のようにつけ加えている。

——「この白いものが木材である」という場合、それは、この白いものが木材にとって基体||主語的有となるところではなく、それに白いということが附帶的に生ずるそのものが木材であるということである。しかし「この木材は白くある」という場合には、決して、その木材ということがさらにそれに附帶的に生ずるというものがあり、つまり木材であるというのとは別の規定をもっているものがあつて、それが白くあるのではない。……そうではなくして、この木材というのが、「まさに何であるかというそれそのもの」としての、主語的有なのである。——

(ibid. 834-18)

してみれば、アリストテレスの場合、「この人間は白い」というロゴスと、「この白いものは人間である」というのとは、決してともに、——「これは人間でありかつ白い」というような仕方、単純化され同一化されるものではない。なぜならアリストテレスにおいては、「これ」という把握が生ずるまさにその場面において、「これ||この人間」という仕方、第一実体」つまり「主語となるもの」が確立されるのであり、そしてそのかぎりにおいて主述関係をもつロゴスは成立しうるのであるから。つまりいいかえれば、アリストテレスの場合には、たとえば、「この人間」という把握が生じてそののちに始めて「||この白いもの」という把握が成立するのである。¹⁵⁾

従って、われわれはここで最後にこう主張すべきであろう。いったい「この人間」 \parallel 「この白いもの」という、いわば $\kappa\alpha\theta' \epsilon\upsilon \sigma\eta\mu\iota\alpha\iota\upsilon\epsilon\upsilon$ —supponere pro において生ずる同一性は、アリストテレスの場合には、しかしあくまでも上述の「この人間」という把握に主導されて生じたものである、と。⁽¹⁶⁾ すなわち、「白い」というような規定は、すでに先行する実体のカテゴリアに属する規定によって「個々のもの」 $\tau\omicron \epsilon\kappa\alpha\tau\omicron\upsilon$ たらしめられたものを主語とし、それについて語られるという仕方ではか、みずから個別的なものにかかわらしめ得ないのである。してみれば、アリストテレスのいうごとく、「この白いものは人間である」という言明は、本来的な主述関係からみれば、原理的にいってまさしくヒュステロン・プロテロンなものであるといいうるのである。

四

さて前章の最後に生じた結語を、或るひとつの帰結として、筆者はこの小論を終らねばならない。——そしてふりかえれば、以上この小論において一応の帰結としてまとめうることは、次の諸点である。

① まず $\tau\omicron \lambda\epsilon\upsilon\kappa\omicron\upsilon$ の二義性からして、「この白い人間」というような、いわゆる個物の把握は、次の二つの仕方で論理—存在論的により先なるものとして、分析される。

この白い人間
(A) 「白+人間」 \downarrow この白は「この人間」においてある。
(B) 「この人間は白い」 \wedge 「この人間」 \parallel この白いもの

② そして、A、Bの図式において生ずる、「この人間」 \parallel 第一実体という把握は、前者においては independent particular としての基体 $\tau\omicron \delta\iota\omicron\kappa\omicron\tau\omicron\epsilon\lambda\epsilon\upsilon\sigma\omicron\upsilon$ という面が強調され、後者においては「これ \parallel この人間」という仕方でも、まさにそのみが個別者を個別者として、つまり主語 $\tau\omicron \pi\alpha\tau\omicron\upsilon \kappa\alpha\theta' \omicron\upsilon$ として確立するという面が強調されるのである。

③ そしてAの図式においては、カテゴリアを異にするものうちでは如何なる述語付けも、原則としては生じない。あるものはただ同じカテゴリアに属する、類—種—個別的なものの系列において生ずる自体的 *καθ' αὐτό* な述語付けのみである。——それに対して、Bの図式においては、実体のカテゴリアに属するものにおいてのみ *καθ' αὐτό* な述語付けが認められ、その他のカテゴリアに属するものが、主語||第一実体にかかわる場合には、すべて附帯的 *κατὰ συνβέβηκεν* な述語付けとなるのである。

さて、しかし、以上のA、Bの図式の意味をさらにアリストテレスの存在論一般、つまり「形相・質料」論と、「生成変化」論においてたしかめることは別の仕事であり、そしてそこにおいて最終的に再び「これなるこのもの」*τὸδε τι* の把握の場面がもう一度たしかめられねばならないのである。そしてそこにこの小論では殆んど主題的には取扱い得なかった、いわゆる「普遍と個別」の問題の多面性を厳密な仕方でも如何にして解くかということも、残されているのである。しかし、それらのことは、その他のことと共に、すべて今後の論文で語らねばならない。

〔註〕

- (1) たとえばアリストテレスが、主述関係の成立の問題を最も正確に取扱った *Analy. Post. A. 22. 82b37—83b31* 参照。なお *Metaph. I. 1007a20—616. παρὰ οὐ τὸ καθ' αὐτό* という表現は後者による。
- (2) *Metaph. z. 4. 1029b22—1030a6* 参照。——むしろここでカテゴリアを異にするものの *συνβέβηκεν* 複合体というのは、形相と質料の合成体として語られる場合の *συνβέβηκεν* とは区別されねばならない。Z巻などにおいては、後者はむしろ *συνωνόν* と語られている。
- (3) アリストテレスの場合、第一実体とか主述関係の成立を語る重要な箇所では「個有名」を用いることは殆んどない。また *Ross* も注意しているように、「人間であること」と区別される意味で「君であること」というのは語られておらず、「ソクラテスであること」という表現もまったく *incidental* なものにすぎない。(cf. *Arist. Metaphysics Vol. I Introd. CXV*)
- (4) ここでのような規定をなすことは、*Cat. 3b10—23* などにもみられる第一実体と第二実体との区別を重視する人には、奇異の

感を与えるであらう。しかしのちに考察される(本論文第三章)「分析論後書」A二章などの思考では、明らかにそのような区別は考えられていない。そして筆者はこの問題に関して、M. J. Woods の『Problem in Metaph. Z. chap. 13』という論文にみられる考え方に大体賛成である。(cf. Aristotle, A collection of Critical Essays, pp. 213—258 Anchor)。彼は、最低種一個別者の関係を、類一種関係にパラレルにつづけることに反対する。

(5) 『範疇論』で第一実体をあらわす特徴的な言葉 *ο τρις διαφορος* は以後用いられず、単に *ο διαφορος* と語られる。従って、この小論では、「この或る人間」という表現は、他の箇所では用いなかった。

(6) この図式で「この白」—「白」—「色」という系列を例として出したのは、Topica 103b27—37 との關聯による。——ただし、そのような系列が果して実体のカテゴリアの系列の場合のように、真実の仕方、類一種関係をもちうるかという問題は、今は保留する。

さらに問題としてカテゴリア表の形成が、果してこのような Categ. chap. II—Topica 103b seq. の線のみで考えられるかについては、今は問わない。ただしここで註記すれば、ふつとふつと一つの形成の筋道としてあげられる、たとえば Metaph. Z. chap. I のような方法は、この小論での第三章のごとき思考が確立された上であれば、何も問題はならわぬである。それを忘れて、最初から、カテゴリアを述語的諸形態と訳すことは、誤解をまねく。

⑦ この思索の線上で、先にも述べられた『Topica 103b27—37』と『Metaph. Δ.7.1017a 22—24』また『ibid. Z. 4.1030a17—27』との關聯に注意。(cf. Ross, Aristotle's Metaphysics vol. I, pp. 306—8)

(8) この「殆どの場合」「少数の場合」の区別については、古代の注釈家たちは殆ど何と語つてゐる。J. L. Ackrill は、たとえば generosity と generous との区別を「とらう」とらう。cf. Aristotle's Categories and De Interpretatione p. 82

(9) 「まさに何であるかというそれそのもの」を示すというものは、たとえば「これは人間である」とらう場合、また「或る何であるかというそれそのもの」を示すというものは、「これは或る種の動物である」とらう場合。

(10) Quine, Word and Object, Chap. III, The ontogenesis of reference, 19. Divided reference とらう項目自身を参照。たとへば、Water is scattered in discrete pools and glassfuls, and red in discrete objects: still it is just 'pool', 'glassful' and 'object', not 'water' or 'red', that divide their reference. (p.91 M. I. T. press)——尚、注15を参考。

(11) 「応は、とらつたのは二つの意味におつてである。一つは、この問題にかつては殆ど同じ問題を取扱つた P. F. Strawson (注15を参照)との關聯におつてである。——しかし、もう一つは、これを確定するものがすなわちアリストテレスのごと

く実体のカテゴリアに属するものであると果していえるか、という所に本当の問題はある。この小論ではその面でのアリストテレス批判は保留した。それはプラトンのイデアのメテクシスという問題とも関聯する事柄である。

(12) これをアリストテレスは *τὸ οὐβιβητικὸν* と *κθόος* ともいう。つまり論理的にいえば「この人間」について、「白い」ということが *κατὰ οὐβιβητικὸν* に語られた結果、その一つの帰結として「この白」という *τὸ οὐβιβητικὸν* 乃至 *κθόος* が、「この人間」におこらねばならないのである。

(13) *Metaph. Z. 6. 1031b22—28* 参照。

(14) *Ross, Aristotle's Prior & Post Analytics, Introd. p.p. 70—1, commentary p.p. 576—7* 参照。——ロスは *τὸ λεκτικὸν* と *τὸ κερικὸν* 語の表現の ambiguity が、アリストテレスの思考に混乱を与えたという。しかし筆者はそうは思わない。

(15) さてしかしここで、実体のカテゴリアに属するものを、そのように「何であるか」を示すもの、いいかえれば、その主語をその都度「これなるこのもの」と確定しうるものとして、それを他のカテゴリアから区別しうる基準は、果して何かと再度問われるならば、アリストテレスの存在論一般——つまり、形相・質料論と生成変換論——をそれ自身として考察し得ない今は、たとえば *Substance-name (sortal universal)* を *characterizing universal* とはつきり区別する、次のようなもう一人の現代の哲学者の言葉は、この種の問題をこのついでに或る示唆であらうなため、*A sortal universal supplies a principle for distinguishing and counting individual particulars which it collects. It presupposes no antecedent principle, or method, of individuating the particulars it collects. Characterizing universals, on the other hand,……, supply such principles only for particulars already distinguished, or distinguishable, in accordance with some antecedent principle or method. (P. F. Strawson Individuals, p. 170 anchor book)*。44頁 “Particular and general” *Proceedings of the Aristotelian Society* 54. pp. 233—260 を参照。

(16) *Metaph. Γ1006a28—1007b18* 参照。そこにみられる *ὅμοια ἐν ὁμοίαισι* と *καθ' ἐν ὁμοίαισι* の区別、そして *κρῶρον τὸ καθ' οὐ* と *ὅμοια* の確立というプロセスは、極めて興味深いものであるが、この小論では直接ふれることは出来なかつた。

(17) ここで最後に注意すべきことは、「自体的な述語付け」においては、そこから「自体的に」なるものが生ずるといふ事実である。たとえば種はそれ自身「なるもの」として、その定義のうちに、いわば質料的部分に相当するものとしての類を含むのである。*Metaph. Z. 1037b5—1038a25* 参照。——それに対して、「附帯的な述語付け」の場合には、たとえば *κατ' ἰσπεταῖα, κατὰ τινος ὑπόθεσιν* といふ関係をを通じて、たとえば「この白い人間」といふような何か一なるものが生じたとしても、それは

1686 年、ではならず以上、論理的にはむしろもう一度、*kanō kar' kanōu neryōdai* と同じ方向に還元されるべきであるという
ことである。Metaph. Z. 1030a3—5 参照。

(本学文学部助教授・哲学)